

金文通解

柞伯鼎

村上幸造

キーワード 柞伯 廣伐 虢氏 遣氏 成師 眉壽

著録

①銘圖 02488

②近出1327

要約 本銘文は、穆王期の恐らく四代目にあたるであろう柞伯の戦功を記す。中軍の將である虢仲から、南夷のひとつ昏の征伐への従軍を命ぜられ蔡侯を率いて戦った。虢仲と遣氏（遣仲）の名は他の銘文にも見え、その地位や活躍の時期などが問題となる。特に〈班簋〉に見える虢城公・遣との関連は興味深い。

著録等略称

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（中華書局、二〇〇七年修訂增補本）

銘圖 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、二〇一二年）

銘續 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』（上海古籍出版社、二〇一六年）

器名 柞伯鼎

近出 劉雨・嚴志斌主編『近出殷周金文集録』（中華書局、二〇〇二年）

新收 鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）

近出二 劉雨・嚴志斌主編『近出殷周金文集録・二編』（中華書局、二〇一〇年）

時代 西周中期穆王

通釋 白川靜『金文通釋』（『白川靜著作集 別卷』、平凡社、二〇一〇年）

出土 不明。二〇〇五年に中國國家博物館に收藏された。

漢字學研究 第一〇號

收藏 中國國家博物館

二〇〇四年～〇五年)

考釋

- ①朱鳳瀚「柞伯鼎與周公南征」(『文物』二〇〇六年五期)
- ②黃天樹「柞伯鼎銘文補釋」(『中國文字』新三期、二〇〇六年十二月)
- ③李凱「柞伯鼎與西周晚期周和東國淮夷的戰爭」(『四川文物』二〇〇七年第二期、四月十日)
- ④李學勤「從柞伯鼎銘談《世俘》文例」(『江海學刊』二〇〇七年五期)
- ⑤劉源「李學勤教授撰文討論柞伯鼎銘文」(中國社會科學院歷史研究所先秦史研究室網站、二〇〇七年一月二一日 http://www.xianqin.org/xr_html/articles/jwsh/605.html)
- ⑥鄢國盛「關於柞伯鼎銘“無爻”一詞的一點意見」(中國社會科學院歷史研究所先秦史研究室網站、二〇〇七年十二月二十七日、http://www.xianqin.org/xr_html/articles/jwsh/635.html)
- ⑦季旭昇「柞伯鼎銘“無爻”小考」(『古文字學論稿』安徽大學出版社、二〇〇八年四月)
- ⑧袁俊傑「柞伯鼎補論」(『中原文物』二〇〇八年第一期、二〇〇八年二月)
- ⑨周寶宏「西周金文考釋六則」五、柞伯鼎補釋(『古文字研究』二七輯、二〇〇八年九月)
- ⑩張再興「也說柞伯鼎銘“無爻”一詞」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心、二〇一〇年五月七日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/>)

Web/Show/1141)

- ⑪黃盛璋「關於柞伯鼎關鍵問題質疑解難」(『中原文物』二〇一一年五期)
 - ⑫楊懷源·孫銀瓊「柞伯鼎“無𠄎”(𠄎)“新釋」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心、二〇一三年十一月一日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2166>)
 - ⑬木村秀海「柞伯鼎銘文の検討」(『郵政考古紀要』第五〇號、二〇一〇年十二月)
 - ⑭高澤浩一編『近出殷周金文考釋』四(研文出版、二〇一五年三月)柞伯鼎
 - ⑮蘇浩浩「柞伯簋銘補釋及相關問題研究」(『殷都學刊』二〇一九年第四期)
- 參考文獻
- ⑯王國維「生霸死霸考」(『觀堂集林』卷一、中華書局、一九五六年)
 - ⑰莊惠茹「金文“某伐”詞組研究」(『古文字研究』二七輯、二〇〇八年九月)
 - ⑱沈培「兩周金文中的“繇”和《尚書》中的“迪」(『古文字研究』二五輯、二〇〇四年十月)
 - ⑲武振玉「兩周金文虛詞研究」(綫裝書局、二〇一〇年)
 - ⑳夏淥「“眉壽”釋義商榷」(『中國語文』一九八四年第四期)
- 號仲·號氏に係るもの
- ㉑陳夢家「號國考」(『號國墓地的發現與研究』社會科學文獻出版社、

二〇〇〇年。原載『燕京學報』第一期、一九五八年。また『西周銅器斷代』下編・三地理部分・(四)虢國考、中華書局、二〇〇四年)

②蔡運章「虢國的分封五個虢國的歷史糾葛」(『虢國墓地的發現與研究』社会科学文獻出版社、二〇〇〇年。原載『中原文物』一九九六年第二期)

③蔡運章B「西周史跡相關問題」(『虢國墓地的發現與研究』社会科学文獻出版社、二〇〇〇年。原載『洛陽考古發現與研究』(『中原文物』特刊)一九九六年)

④任偉「虢國考」(『史學月刊』二〇〇一年第二期)

⑤李學勤B「青銅器與古代史」第七章 東周列國的青銅器・第一節 三門峽上村嶺(聯經出版事業股份有限公司(台北)二〇〇五年五月)

⑥松井嘉徳「周代國政の研究」(汲古書院、二〇〇二年) 第三部・第二章・第三節 虢氏の分節化

⑦路懿菡「清華簡《系年》與“西周東遷”問題考論」(『文博』二〇一九年第六期)

趙氏に係るもの

⑧高婧聰「西周宗族形態及德教——以甬器所見趙氏宗族爲中心的考察」(『歷史研究』二〇一六年第六期)

⑨朱繼平「班簋銘文中“趙令曰”句新研」(『文史』二〇二〇年第四輯)

〈柞伯簋〉に係るもの

⑩白於藍「師永孟新釋」(『考古與文物』二〇一〇年第五期)

⑪村上幸造「柞伯簋」(『漢字學研究』第九號、二〇二二年)

⑫李學勤「柞伯簋銘考釋」(『文物』一九九八年十一月)

器制

捺糸狀の立耳二つ、口はほぼ桃の形をし、腹はやや浅く、腹壁が垂直に近いが、やや内側にへこむ。平底で、三本のやや短い細い柱狀の脚は、つけ根がやや太く、内側にはくぼんだ溝がある。口沿の下に窃曲紋が一周し、中腹近くには凸弦紋が一周する。

通高32cm、重々10.02kg。



(銘圖)

銘文は内壁の一側に、十二行、一二二字(合文二字を含む)。



(銘圖)

銘文

佳(唯)三(四)月既死霸、號中(仲)令(命)柞白(伯)曰、「才(在)乃聖且(祖)周公繇(繇)又(有)共(功)于周邦、用昏無及/爰、廣伐南或(國)、今女(汝)嬰(其)率柞(蔡)仄(侯)ナ(左)至于昏邑」。既圍(遣)

氏曰、「既圍昏。號中(仲)至、辛酉

專(搏)戎、柞白(伯)輟(執)噉(訊)二夫、隻(獲)馘(馘)十人。謀(其)弗致(敢)恣(味)朕皇且(祖)、用乍(作)朕刺(烈)且(祖)幽弔(叔)寶障(尊)鼎。謀(其)用追高(享)孝、用旂(祈)費(眉)壽(壽)萬(萬)人(年)、子二孫二其永寶用。

銘文考釋

佳(唯)三(四)月既死霸、號中(仲)令(命)柞白(伯)曰、

既死霸は月相の一つ、各月の二十三日以降。王國維『生霸死霸考』(『觀堂集林』卷一) 参照。

號仲は王朝の大臣の名である。號氏は、文王の弟號仲・號叔に始ま

る。『左伝』僖公五年（前六五五）に、

晉侯復假道於虞以伐虢。……公曰、晉吾宗也、豈害我哉。（宮之奇）

【對曰、……虢仲・虢叔王季之穆也。為文王卿士、勳在王室、藏於盟府。

【晉侯復た道を虞に假り以て虢を伐つ。……公曰く、晉は吾が宗也、

豈に我を害せん哉。（宮之奇）對へて曰く、……虢仲・虢叔は王季の

穆也。文王の卿士爲りて、勳は王室に在り、盟府に藏さる】

とある。それぞれ東西二つの虢に封ぜられ、東虢は滎陽〔河南鄭州の

西〕汜水鎮にあり、西虢は寶雞の東にあった。ただし虢仲と虢叔とが

東西どちらに封ぜられたのかは、逆に記す資料もあり確定しがたい。

その後については諸書に説明がある。西周が減んだ後の平王四年（前

七六七）東虢は鄭に滅ぼされた。西虢は平王東遷時に、上陽（河南三

門峽市）に遷つて南虢と呼ばれ、河を挟んだ下陽が北虢と呼ばれた。

また西虢の原地を小虢というが、これは羌の別種であり、前六八七年

に秦に滅ぼされた。

なお東虢・西虢の名稱は金文には見えず、漢代以降の稱である。

虢國に關しては、⑲陳夢家、⑳蔡運章、㉑任偉に考證があり、また

⑳陳夢家、㉒松井嘉徳、㉓路懿函にはそれぞれ虢氏に關聯する青銅器

銘文一覽が載る。

東西二虢の混亂の原因は、ともに虢とのみ記されることと、虢仲の

子孫に虢叔と字する者がおり、また虢叔の後裔にも虢仲と稱した者が

いた所爲である。そもそも二人が同じ虢を稱するのは異例である。寶

雞の虢氏が滎陽にも采邑を得て、そこを一族の虢仲に委ねたことが誤

り傳わったのかもしれない。

⑳蔡運章は、二つの手と虎から成る虢の字の本義を、兩手で力を振

るって捕まえる、あるいは棒で殴ることを表す會意兼形聲字とする。

そして周初の同姓諸侯分封の目的は、『左傳』僖公二十四年等にい

ように「以蕃屏周」であり、その國土は成周・宗周の外圍に近接し、

みな軍事戰略の要塞であることをいう。つまり、東虢にあたる制邑は、

『左傳』隱公元年「平王四年・前七六七、東虢滅亡時」に、「制、嚴邑也、

虢叔死焉」とあり、また『國語』鄭語に「虢叔恃勢」とある。東虢の

地勢は險要、成周の東大門であり、洛陽を圍む八關の一つでもある。

一名に成皋「漢代の縣名」また虎牢という。虎牢は『穆天子傳』にこ

の地で虎を生け捕りにしたことに因むとある。西虢の地は今の寶雞の

東南に位置し、豐鎬の西大門に當る。後世この近くに散關が築かれた。

さらには、虢氏の職事を見ても、虢仲・虢叔は文王の卿士であり、後

裔の虢君も多くが大師や師という要職についていることを指摘してい

る。

㉑李學勤Bは、虢君は歷代常に王朝で職についていること、例とし

て周の穆王の時に虢城公（〈班簋〉に見える）がいたことと、厲王の

時に虢仲が淮夷を伐つたことが、『後漢書』東夷傳に見えることを挙げ、

「西虢は王畿にあり、東虢は東方の小國なので、王朝で大臣となった

これら虢君はみな西虢に屬したであろう」という。しかし⑳蔡運章も

いうように東虢もまた成周の東方を守る王畿の一部である。

後文で再度「遣氏」とともに論じる。

「柝」字は偏旁が左右逆の形で書かれている。柝伯は文獻の柝伯。

胙國は、本銘文に「乃聖祖周公」いうように周公の子が封ぜられた國である。『左伝』僖公二十四年に「凡・蔣・邢・茅・胙・祭、周公之胤也」とあり、また『漢書』王莽傳に「成王廣封周公庶子六人、皆有茅土」とある。今の河南延津の北、胙城の東にあった。①黃盛璋によると、『中國文物報』二〇〇七年十二月七日號の、「河南延津沙門城址考古收穫」と題する記事に、延津西北の榆林郷沙門村東北十五キロから、古代黃河南岸の渡口が發掘され、城壁が戰國時代なので、前身が胙國かもしれないという。延津は今は黃河の北岸に位置するが、西周時代には古黃河の南になる。

銘文では「伐昏」を、王でなく大臣と見られる虢仲が命じている。このことから①黃盛璋は、この鼎の時代の厲の厲・宣・幽三王の世ではなく、厲王の一代前、中期に屬する夷王の時代と見做している。『左傳』昭公二六年に、「至于夷王、王愆于厥身、諸侯莫不並走其望、以祈王身」夷王に至り、王厥その身を愆む、諸侯其の望に並び走らざる莫く、以て王の身を祈る」とあり、また『禮記』郊特性に、「天子之失禮、自夷王以下【天子の禮を失するは、夷王自り以下】」とある。本銘文の字句や語彙の用法も夷王の時代に合うとして、「共」の字形や、「謀（其）」の虚字としての用法などを挙げる。また王が親見・親令せず、「王若曰」もないのは、西周金文中に非常に特殊であるという。ただし王命が銘文にないのは、單に省略しただけであろう。柞伯鼎の斷代に關しては後文の「虢仲遣氏」の所で論じる。

才（在）乃聖且（祖）周公、繇（繇）又（有）共（功）于周邦、
「才」は「十」字形に書かれているが、「在」に當る。この「在」は直後の名詞を際立たせる表現。
ただし、この「在」を②黃天樹は「昔在」「在昔」などと同じく、時間副詞とする。その例として、

『尚書』無逸「昔在殷王中宗……、其在高宗……其在祖甲……」

『尚書』酒誥「在昔殷先哲王……」

『尚書』君奭「在昔成湯既受命……、在太甲……、在太戊……、

在祖乙……、在武丁……」

を引き、金文の例として、

〈大孟鼎〉（集成 3837）「在武王文」[王]作邦」

〈何尊〉（集成 6014）「昔才（在）爾考公氏克速文王」

〈師虢簋〉（集成 5225）「師虢、才（在）昔先王小學（教）女（汝）」

を挙げる。さらに陳夢家『西周銅器斷代（六）』に、

《酒誥》：「在昔殷先哲王」、《君奭》「在太甲」。「在昔上帝」、凡此之

在、疑是載字、即看作載之借字、爲時間副詞「始」義。《爾雅・

釋詁》：「初、哉……始也」。經傳作載。『酒誥』に「在昔殷先哲王」、

「君奭」に「在太甲」「在昔上帝」とあり、これらの「在」はおそ

らく「載」の字、つまり「載」の借字であり、時間副詞「始め」

の意味である。『爾雅』釋詁に、「初・哉……始也」とある。經傳

は載に作る」

とあるのを引き、「陳説従う可し」と結ぶ。

しかし文献の「載」と同じとして「はじめ」と訓じると、後文の「繇（繇）」と意味が重複することになる。「在」の後には時間や場所だけではなく、人名を置くことがあり、それを際立たせ強調する。②黄天樹が引く『尚書』無逸の例がその一つである。ここでもすなおに動詞に読んでおく。

周公は周公旦、文王の子、武王の弟であり、克殷の後二年、武王が亡くなると、成王を補佐して周を支えた。「有功于周邦」はそのことをいうのであろう。

「繇」は左上の「爪」が不分明である。「繇（繇）」は金文に頻出し、「舊」と釋することが多い。ところが④李學勤は、⑦沈培に従い、『尚書』に見える強調の語氣詞「迪」とする。さらに「有功」の例として、『尚書』益稷「皋陶謨の後半」の「各迪有功」「通例、みち・みちびく・ふむ等と訓じる」とあるのと同じとする。⑨武振玉（頁二六五）は、嘆詞の例としては一例のみとし、〈象伯弼簋〉（集成4302）「王若曰、象伯弼、繇、自乃祖考々【王、若く曰く、象伯弼よ、繇、乃の祖考自り々】」を示し、文献の「猷」に同じとして、注に⑦沈培説も参考に引く。

〈迷盤（逕盤）〉（新收757）にも、「繇（繇）佳（唯）乃先聖考」とあり、馬越靖史「逕盤」（本誌第二号（二〇一四年七月）頁一〇二）には、同様の例として、〈師克盃〉（集成4467）に、「則繇唯乃先祖考」とあるのを示し、それを白川静が〈師衷簋〉（集成213）の「淮夷繇

我賈（帛）晦（賄）臣」と〈兮甲盤〉（集成10174）の「淮夷舊我賈（帛）晦（賄）人」を比べ、繇と舊は同義で「もと」と訓じ（通釋178および191）、〈師克盃〉の繇も「もと」と訓ずる（通釋127）ことを述べて、つまり「従前」の意に解するという。

「もと」と訓じているが、本銘文では同じ意味で「かつて」と訓じることにする。

用昏無及／爰、廣伐南或（國）、

句頭の「用」は、前を受ける接續詞には取れないので、「或（國）」まで係る介詞、つまり後句を受けての「くの故に」の意味である。

①朱鳳翰は「昏」を「努力・盡力」の意とし、周公が「廣伐南國」したというが、その解釋は成り立たない。「昏」は下文の「昏邑」「圍昏」の「昏」であり、淮夷の一であり、また「廣伐南國」の主語である。

②黄天樹は、金文に見える「廣伐南國」の例五條を列挙する。（斷句と釋字を一部變え時代を加える）

- 一、嚴（嚴）猷（猷）放（方）興（興）、廣伐京自（師）【嚴猷方（なら）び興り、京師を廣伐す】（〈多友鼎〉集成2835、西周晚期）
- 二、噩（鄂）侯駿（馭）方率南淮戸（夷）・東戸（夷）廣伐南或（國）東或（國）【噩侯・馭方、南淮夷・東夷を率い、南國・東國を廣伐す】（〈禹鼎〉集成2834、西周晚期）
- 三、駘（馭）方・厥（嚴）允（猷）廣伐西兪【馭方・嚴猷、西兪

を廣伐す】（〈不嬰簋蓋〉集成4328・4329、西周晚期）

四、膚（莒）・虎・會・杞尸（夷）・舟尸（夷）・萑（觀）不阡（質）、
廣伐東或（國）、【莒・虎・會・杞夷・舟夷、謹しく質（つつし）
まず、東國を廣伐す】（〈史密簋〉新收036、西周中期）

五、南尸（夷）丰敢乍（作）非良、廣伐南或（國）【南夷丰敢て
非良を作し、南國を廣伐す】（〈應侯見工鼎〉新收156、西周晚期）

これら銘文の「廣伐」の主語は、すべて玁狁や夷など周とは別の異民族である。⑩莊惠茹（頁二四二）は、「廣伐の主語はみな外来の侵入者であり、近隣の周王室の領土を侵犯している」と説き、上記の〈禹鼎〉〈多友鼎〉〈不嬰簋〉〈史密簋〉の四例を挙げる。つまり「昏」が周の南國を荒らしまわったのである。①朱鳳翰は主語を周公と見て、「周公南征」を論じているが、その事實はなかったと言える。なお南國の範圍を①朱鳳翰は、ほぼ淮水流域・南陽盆地・漢水淮水間の平原の一帯という。

この昏は他の銘文や文獻に見えず、その地望は未詳。③李凱は、〈晉侯楚鐘〉（近出35〜50他、本紙第四号参照）に見える匭（山東鄆城の東）とみなし、さらにこの「小さな勝利」から見て、〈晉侯楚鐘〉の厲王三十三年より前の事であろうという。この時は匭城を陥落させ「折首百、執訊十一夫」の戦果をあげている。しかし匭は東國に屬するので賛同できない。

昏を④李學勤は、文獻の「閔」と推測する。昏は曉母文部、閔は明母文部で音が近い。『周易』屯卦六二「婚媾」の「婚」字を、馬王堆

帛書本は「閔」に作る。また『周禮』職方氏の「七閔」に、鄭玄が「閔、蠻之別也。『國語』曰、閔、蠻矣」と注しており、閔は楚と同じく
蛮姓であるが、その城邑の位置は分からないという。

「無」は、「大」と「𠄎」とから成る字形。「舞」の本字であること
がよく見てとれる。「𠄎」とも隸定される。

「無及」の解釋が割れている。まず、𠄎字の隸定を、「及」と「𠄎」
のどちらと取るか。



（拓本擴大圖）

起筆の形からは「𠄎」に近いが、上部の豎筆が下部の「又」に貫入
している形からは「及」に近い。⑥鄆國盛の對比表を下に示す。

諸説を⑩楊懷源が分かりやすく整理し、自説を述べているので、そ
れを以下に記す。

「及」と隸定したのは、上記の①朱鳳翰の後、②黃天樹・③李凱・
⑧袁俊榮・⑨周寶宏・⑩黃盛璋である。②黃天樹は、「無及」に「及
ぶ者はいない」の意はなく、〈應侯見工鼎〉（新收156）の「非良」
と語義が同じの「良くない」類の意味であるとする。また⑨周寶宏は、
「昏邦首領の私名」とする。

「𠄎」と隸定したのは④李學勤が最初で、「輪」と読み、「蠻夷が王
朝に對して貢納を担うこと」を指すとして、「無輪」は「貢納しない
こと」とする。その後、⑥鄆國盛・⑦李旭昇が字形を「𠄎」と分析して、
それぞれともに「昏の首領の名」であろうとした。さらに⑩張再興も
「𠄎」と隸定したが、無は「舞」の本字、𠄎はもとより兵器の名なので、

「舞及」は擧兵すること、つまり「兵を擧げて亂を起こした」とする。

以上を受けて、⑫楊懷源は自説として、「及」と隸定し、「無及」は經典の「無極」「罔極」に當ると述べる。まず、改めて銘文に見える多くの字形を對比すると、「及」は、上下の二つの部品が交差しないが、本銘文の字は交叉しており、他の銘文の「及」字に近い。次に「及」(群母緝部)と「極」(群母職部)の上古音は、韻尾のみ異なるだけである、と指摘して、この上古音二部の字による(一)押韻、(二)形聲字、(三)通假字、(四)異文、(五)同源詞を列擧する。そうして「無極」は「邪僻不正」の義であるとしてその例を引く。『逸周書』命訓に、「正人無極則不信、不信則不行【人を正すに無極なれば則ち信ぜられず、信ぜられざれば則ち行はれず】」とある。また宋玉「九辯」に、「衆踐蹠而日進【衆踐蹠(せふてふ)として日に進む】」に王逸が、「無極之徒、在帷幄也【無極の徒、帷幄に在る也】」と注している。さらに經典の「罔極」と同じとして、以下の例等々を引く。『詩經』大雅・民勞に、「無縱詭隨、以謹罔極【縦に詭り隨ふ無く、以て罔極を謹しむ】」とあり、鄭玄の箋は、「罔無、極中、無中、所行不得中正【罔は無、極は中、中無くんば、行ふ所は中正を得ず】」と注する。

以上が⑫楊懷源の説である。しかしそもそも「無極」とは、限度を超えて果てがない意である。そこから度を越すこと、さらに轉じて「邪僻不正」「中正を得ず」の義にもなる。「無及」も同じ意であり、「終點に至ることがない・際限がない・節度を超えている」ことをいうのであろう。今「極」の假借とは取らず、「及」のまま讀み、「果てしなく、節度を超えて」と解釋する。

表一：甲骨文与金文中的“及”字

	《合集》33273		《合集》11559
	保卣《集成》5419		毛公鼎(“彼”字所从,《集成》2841)
I		II	

表二：甲骨文与金文中的“及”字

	“及”字所从,《合集》143		“及”字所从,《合集》23571		“及”字所从,《合集》35361
×			(十五年趙曹鼎《集成》2784)	×	
I		II		III	

つまり「昏が限度を超えて南國を荒らしまわったので」以下の征昏を命じたのである。なお⑬木村秀海は「昏は周邦内には侵入していないが、南國に廣く侵攻したので」と解釋しているが、私はその説は取らない。

今女(汝)嬰(其)率(蔡)仄(侯)ナ(左)至于昏邑、

「嬰(其)」字は、後文の「謀(其)」二字とは異なる字形が用いられている。なぜ書き分けたのかは未詳。みな非現実を示す副詞で、要請・推量・願望などを表す。「率」字は上下の「一」と「十」とがなしい甲骨文と同じ形である。

「𠄎(蔡)」字は、魏の三體石經がその古文を𠄎に作ることと、『説文』三下に「殺」の古文を𠄎と記し、『左傳』昭公元年に、「蔡叔を殺す」を「蔡蔡叔」と書していること等により、同定される。なお「侯」は筆畫が一部脱落して「仄」に見えるが、後文にも蔡侯があり、「侯」と讀むことに問題はない。

蔡侯は、文王の第五子、武王の弟である叔度が克殷の後に、蔡に封ぜられたのに始まる。所在地は河南鄭州市の祭城村。三監の亂の後、その子胡が再び蔡侯として封ぜられ、今の河南上蔡に都した。淮水の中流域、汝水のほとりにあたる。戦國の初め楚に滅ばされる。

「ナ」は「左」の初文。「左」は文字通りの左方であり、二方面から進軍しての包圍作戦なのである。虢仲自身は右方から進軍することになる。南國を攻めるので、方角の東からの進軍とも考えられるが、昏と蔡とは近接していたであろうから、方角は断定できない。上述するように昏邑の位置は不明である。また銘文に言及のない右軍がいた可能性もある。

既圍韞(城)令(命)𠄎(蔡)𠄎(侯)告遣(徵・成)𠄎(仲)遣(遣)氏曰、既圍昏、

先に到着して、すでに城を包圍したことを蔡侯から虢仲と遣氏に告げさせた。

「遣」を、①朱鳳瀚は、「成」に讀んで、包圍が完成したことを告げたとする。「徵召する」意には取れず、『儀禮』土婚禮の「納徵」に、鄭玄が「徵、成也、使使者納幣以成婚禮【徵、成す也、使者をして幣を納め以て婚禮を成さ使む】」と注すること、上古音は「登」に近く、『爾雅』釋詁に、「登、成也」とあり、また『詩經』大雅・崧高に、「經營四方、告成于王【四方を經營し、成せるを王に告ぐ】」を根據に擧げる。ただし、「告徵」の後に介詞の「于」字がないのに疑念が残るという。

④李學勤は「𠄎+𠄎」に隸定し、「報」字に同じとして、「報告する」と説く。しかし「報」の原義は、「その事に反應して同等のものを返す」意であり、ここでは合わない。「告報」は「報を告ぐ」ることになり、「どのように對應したかを告げる」意となる。このような表現は文獻には見えず、無理な解釋と言わざるを得ない。

この他①黃盛璋はこの字を、本字の傳を失なつた「遂」であり、「願いがやっと成る」「初成・遂願」の意とする。しかし別に苦勞の末に包圍した譯ではないので、文意に合わない。

今、朱説に従い、「成せるを告げた」意に取る。

遣(遣)氏を、①朱鳳瀚は、直前の「𠄎仲」で句讀を切り、「遣わされた氏」つまり蔡侯を指すとする。しかし前の「告」と重複し、このようなくどい表現をする必要はない。

④李學勤は、人名であり虢仲の副手とみなし、「虢仲の遣氏」に告げたとする。さらにこの遣氏は遣仲であろうという。遣仲の名は、〈罅鼎〉(集成21755、西周中期)と〈師永孟(永孟)〉(集成10322、西周中期)に見える。この二器は同時期と見られ、〈師永孟〉は恭王十二年の器である。この他に〈孟蓋〉(集成4162, 4163, 6164、西周中期)にも見える。

⑧袁俊桀は、虢仲の部下であり、驍卒・走亞の類の士卒あるいは低級の職官で、通信連絡の任務を行うとする。

⑬木村秀海は、虢仲と遣氏を、交通の要衝であるいわゆる東虢に駐屯する成師を率いる將と佐であるとす。また東虢は虢仲の采邑であり、さらに「成」＝「城」とみなし虢仲を〈城虢遣生簋〉(集成3888、西周中期)に見える「城虢」と同一氏名と見ている。その説を細かく見ていく。

『史記』鄭世家の集解に引く徐廣は、「虢在成皋、郟在密縣」という。また『左傳』僖公五年の正義に引く賈逵は、「虢仲封東虢、制是也、虢叔封西虢、虢公是也」という。さらに『漢書』地理志・河南郡成皋の元注に、「成皋、故虎牢、或曰制」とある。以上から、

成皋は「城虢」という氏の名稱から見ると、古稱を「城」即ち「成」と云ったようである。成皋は孟津・白馬津とも近く、交通の要衝でもあったから、『漢書』蒯伍江息夫列傳には、「絶成皋之道、天下不通」とその重要さを述べている。

という。上文で見たようにいわゆる東虢の地は、成周の東に位置する樞要の地である。⑬木村秀海は次に、〈競卣〉(集成5425、西周早期)

の

隹(唯)白(伯)犀父呂(以)成自(師)即東、令(命)伐南戸(夷)、正月既生霸辛丑、才(在)壺(坏)、……【唯れ伯犀父、成師を以て東に即き、命じて南夷を伐たしむ、正月既生霸辛丑、坏に在り】……】

を根拠に、

ここには成師と呼ばれる軍の駐屯地があった。虢仲はこの樞要の地を守備する必要があつて、西周時代の早い時期に周原近くの西虢の他にもこの地に采邑が與えられた。

という。また城虢の名が晩期の〈城虢仲簋〉(集成3851)にも見え、その出土地が鳳翔つまり西虢の地であることをこの傍證に挙げる。銘文は、

韞(城) 虢中(仲) 乍(作) 旅設(簋)

である。いわゆる東虢を西虢の一族である虢仲の采邑であるとする。つまり城虢氏の「城」と漢代の地名である「成皋」および「成師」の所在地と同じとする。ただし「城」の地望は〈城虢仲簋〉の出土地から見て鳳翔近邊と見ることもできる。また成師はいわゆる成周八師のことではないのか。漢代の縣名「成皋」と關聯づけるのは牽強附會の感が否めない。

⑬木村秀海はさらに「城虢」と遣氏が一組の將領として現れる例として穆王期の〈班簋〉(集成4341、西周中期)の銘文を挙げる。その前半に、

王令(命) 毛白(伯) 更號韞(城) 公服、粵(屏) 王立(位)、

乍(作) 四方亟(極)、秉齏(繁・蜀・巢令(命)、易(賜) 鈴勒、咸、王令(命) 毛公、呂(以) 邦冢君・土(徒) 駮(馭)・或人 伐東國瘡(偃) 戎、咸、王令(命) 吳(虞) 白(伯) 曰、呂(以) 乃自(師) 左比毛父、王令(命) 呂白(伯) 曰、呂(以) 乃自(師) 右比毛父、趙(遣) 令(命) 曰、呂(以) 乃族從父征、佺(出) 鹹(城)、衛父身、三年靜(靖) 東或(國)、……【王 毛伯に命じて號城公の服を更きぎ、王位を屏すけ、四方の極と作し、繁・蜀・巢の命を乗らしめ、鈴勒を賜ふ。咸る。王 毛公に命じて、邦冢君・徒馭・或人を以て東國の偃戎を伐たしむ。咸る。王 虞伯に命じて曰く、乃が師を以て毛父を左比せよと、王 呂伯に命じて曰く、乃が師を以て毛父を右比せよと。遣命じて曰く、乃が族を以て(毛) 父の征に従ひ、城を出でて、(毛) 父が身を衛れと。三年東國を靖む。……】

とある。この銘文は班の父毛公が王命によって號城公の職位を継ぎ、東國の偃戎を討伐し三年で平定したことを記している。「この銘文に登場する號城公と遣が〈柞伯鼎〉の號仲と遣氏であることは間違いないだろう」と述べて、さらに〈班簋〉の人物関係は次のように解釋するべきとする。

中軍の將が城號公から毛公に交替し、毛公に東國の偃戎征伐が命じられた。次いで左軍の將に虞伯、右軍の將に呂伯が命じられた。遣氏は中軍の佐であったが、そのまま据え置かれた。その中軍の佐の遣氏が毛公の子班に父一族を率いて毛公を護衛するように命じた。

銘文の「佺(出) 鹹(城)」の城を、成師の成と同じと見ている。

また諡號とされる「號城公」を、「城號公」と読み、〈城號遣生簋〉(集成 3895、西周中期) に見える城號氏と見ている。その銘文は、

鹹(城) 號趙(遣) 生(甥) 乍(作) 旅毀(簋)、其萬年、子孫永寶用。

である。この城號遣生は母が遣氏の出でありその甥に當たることを示す呼稱である。また〈遣叔吉父簋〉(集成 4116、4117、4118、西周中期) に、

趙(遣) 弔(叔) 吉父乍(作) 號王姑旅須(簋)、子子孫孫永寶用、とあり、遣氏は姑姓である。このことから⑬木村秀海は、遣氏は號と通婚していたことが分かると指摘する。「號王姑」とは、嫁いだ女性の呼稱であり、「夫の氏+「王」+父の姓」からなる。「王」は周王の一族ということで姓に添えている。この簋は遣叔がむすめに持たせた廢器であろう。

上文に續き⑬木村秀海は、中軍の將が城號公から毛公に交替したが、佐の遣氏が將に昇格することがなかったのは、非王族の故であるとす。さらに交替後の毛公・遣という將佐の組み合わせが〈孟簋〉(集成 4162、4163、4164、西周中期) に見えることという。その銘文には、

孟曰、朕文考眾毛公・趙(遣) 中(仲) 征無需、毛公易(賜) 朕文考臣……【孟曰く、朕が文考眾び毛公・遣仲 無需を征す。毛公 朕が文考に臣を賜ふ……】

とあり、ここでは毛公・遣仲の將佐が無需への遠征に赴いている。〈班簋〉に述べる偃戎討伐の一環であるのかもしれない。

このように⑬木村秀海は、〈班簋〉に見える號城公・遣を、〈柞伯鼎〉

の虢仲・遣氏と同一人物とみなし、〈柞伯鼎〉の時代を成師の將が交替する前、即ち穆王期の早い時期とする。それに加えて、遣仲の名が、上述の④李學勤も言及する西周中期の〈師永孟（永孟）〉（集成 10322、西周中期）と〈斧鼎〉（集成 2753、西周中期）と見え、さらに〈師永孟〉に見える師俗父の名が、〈師農鼎〉集成 8211（西周中期）・〈史密簋〉（新收 636、西周中期）・〈師西鼎〉（新收 1600、西周中期）にも見えることから、これらと同時代とする。なお〈師永孟〉は穆王の次の代、恭王十二年の器である。その銘文、

佳（唯）十又二年、初吉丁卯、益公内（入）即令（命）于天子、公廼出卒（厥）令（命）、易（賜）昇師永卒（厥）田、澮（陰）易（陽）洛、疆（疆）眾師俗父田、卒（厥）眾公出卒（厥）令（命）、井（邢）白（伯）・燮（榮）白（伯）・尹氏・師俗父・趙（遣）中（仲）……

【唯れ十又二年、初吉丁卯、益公入りて命を天子より即く。公廼ち厥の命を出だし、師永に厥の田を賜昇す。陰陽の洛にして、疆は師俗父の田に眾ぶ。厥の公と眾びて厥の命を出だすは、邢伯・榮伯・尹氏・師俗父・遣仲なり、……】

この銘文から、遣仲が益公・邢伯・榮伯・尹氏・師俗父に次ぐ執政官の一人であったことが分かる。また〈斧鼎〉（集成 2753、西周中期）銘文に、

佳（唯）王九月既望乙巳、趙（遣）中（仲）令（命）斧鞮（攝）嗣（司）奠（鄭）田……【唯れ王の九月既望乙巳、遣仲斧に命じて鄭の田を攝司せしむ……】

ここでは遣仲が鄭の地の田畝の管理を家臣の斧に命じている。②高婧聡は、この二器の銘文とその出土地点（〈孟簋〉は陝西長安縣張家坡、〈師永孟〉は陝西藍田縣湖濱鎮）から、遣仲が王朝の大臣であり、その采邑は王畿の範囲内であったと指摘する。

以上、虢仲と遣氏（遣仲）が西周中期の大臣であり、軍の將佐であることは同意できるが、成師の所在地については疑念が残る。西周八師の司令と副官と見るべきであろう。

この他に③木村秀海は、鼎の形制についても言及し、圓盆形の腹・立耳・短細柱形の脚という西周中期の特徴を備えたこの〈柞伯鼎〉を、①朱鳳翰が晩期にもそれが存在したとして晩期に入れるのを強辯であると批判している。これら「遣」に關わる諸器はみな時代が中期以前に屬する。この他に「趙（遣）叔」の名が前掲の〈遣叔吉父盃〉（集成 4416、4417、4418、西周中期）と〈易旁簋〉（集成 4042、4043、西周早期）に見え、「遣」一字名は〈遣卣〉（集成 5202、西周早期）、〈遣尊〉（集成 5292、西周早期）、〈遣盃〉（集成 9433、西周早期）などに見える。獨り〈柞伯鼎〉のみ晩期とする根據は見いだせない。

先に④李學勤も、形制が〈衛鼎〉（中期恭王五年・九年の記事）と似ており、窃曲紋は〈衛簋〉（中期穆王二七年）と同じであり、柱足の内側が較平なのは中期の特徴であると述べて、〈柞伯鼎〉の時代を、中期恭王あるいは更にやや晚い時期とする。④李學勤はまた同名を冠する〈柞伯簋〉（銘圖 5301、③拙稿『漢字學研究』第九號參照）に言及し、その柞伯は、「西周早期の昭王の時代に射禮で勝を得ており壯

年であり、穆王の時代まで生きてであろう。穆王の在位は五十五年と長く、恭王の時代の柞伯は孫の代に當るだろう」という。④李學勤が〈簋〉を昭王期とする根拠は、その銘文に、「柞伯用作周公寶尊彝」とあり、

周公は周の文公旦である。〈刑侯簋〉に「作周公彝」とあり、作者は刑國の始封君、周公の子であるので、これと對比すれば、柞伯も柞國の始封君であろう。周公のもう一人の子の祭公は、昭王朝の重臣であり、昭王とともに漢水で死んだことが、『呂氏春秋』音初および『帝王世紀』に見える。故に柞伯を昭王期とすることに不思議はない。

しかし、ともに初封は第二代成王の時である。初代の柞伯が射禮で褒賞を得たのは、成王期か次の第三代康王期であろう。第五代穆王期には孫の世代となっていたと見ることは矛盾はない。本銘文では後文に「朕が烈祖幽叔の寶尊鼎を作る」とあるので、この柞伯は初代ではありえない。

いま③木村秀海の説に従い、時代を穆王初期とみる。諸書、斷代を當初の①朱鳳翰に従い晩期とするものが多いが、中期穆王と修正すべきである。

號中(仲)至、辛酉專(搏)戎、柞白(伯)𠄎(執)𠄎(訊)二夫、隻(獲)𠄎(馘)十人、

號仲が到着し、攻撃が始まり、戦果を挙げたことをいう。

攻撃の日を辛酉と記すが、その他の日付がない。銘文の字數の關係

で省かれたのであろう。

「專(搏)」は、攻撃すること。金文には別の字形で、「衣(卒)搏(搏)、無𠄎(尤)于𠄎身【搏(搏)つを卒へ、𠄎が身に尤無し】」〈馘簋〉(集成4322)、西周中期、「搏(搏)伐𠄎𠄎(𠄎𠄎)于洛之陽于洛之陽、折首五百、執𠄎(訊)五十【𠄎𠄎を洛の陽に搏(搏)伐し、折首五百、執訊五十】」〈號季子白盤〉(集成10173)、西周晚期や、「女(汝)𠄎(及)戎大𠄎(敦)𠄎(搏)【汝戎に及び、大いに敦く搏て】」〈不嬰簋蓋〉(集成4328、4329)、西周晚期)等も見えるが、「干戈」無しの字形は本銘文のみのものである。なお④李學勤は、「薄」と讀み、接近する意に取るが、文意に合わない。

「昏」はいわゆる淮夷に屬すると考えられるが、ここでは「戎」と稱されている。①朱鳳翰は、戎と夷とを嚴密に區別するのは東周以降のことで、西周時代にはまだ嚴格ではなかったその例であるという。

「執」字は、「𠄎+女」の字形。「執訊」は、尋問すべき首魁を捕えること。金文に習見する。『詩經』小雅・出車にも、「執訊獲醜、薄言還歸【執訊獲醜、薄言に還歸す】」とあり、鄭玄の箋は、「訊言、醜衆也……執其可言問、所獲之衆以歸【訊は言、醜は衆也……其の言問す可きを執へ、獲し所の衆以て歸る】」と注する。

馘(馘)は切り落とした敵人の首。「或」と「首」の省文とから成る字。倒した敵の首を切り戦功の証とした。數が多い場合は左耳を切り取った。

柞伯自身の戦功のみ記し、蔡侯や號仲の戦功には言及がない。

諶(其)弗敢恣(昧)朕皇且(祖)、用乍(作)朕刺(烈)且(祖)幽弔(叔)寶障(尊)鼎、

この鼎は「皇祖を忘れず、烈祖幽叔を祀る」爲に作られた。恣(昧)は、「不明」であること。つまりその事に暗い・よく知らない意。《班簋》(集成3311、西周早期)に、「彝恣(昧)天命(命)、故亡【彝(つね)に天命に昧(くら)く、故に亡ぶ】」とある。

「敢へて昧からざらん」と言及する皇祖は、初代の柞伯を指すのであろう。あるいは先に號仲が言った「乃が聖祖周公」を指すのかも知れない。「皇祖」と言い換えたことになる。前述したように《柞伯簋》に見える初代の柞伯は第二代成王の時に封じられた。皇祖を初代とすれば烈祖幽叔は第二代以降・祖父以前となり、穆王期の本銘文の柞伯は年代的に見て四代目であろうか。⑮蘇浩浩は「烈祖幽叔」の名から、柞伯一族の小宗であり、何らかの功績を立て柞の國君となったという。しかし必ずしも長子が後を襲うとは限らないので、わざわざ小宗から本宗を繼いだと言う必要はない。

皇祖・烈祖とともに美稱であり、皇は大いに輝かしいこと、烈は業績が立派なことをいう。

諶(其)用追享(享)孝、用祈費(眉)壽(壽)萬(萬)人(年)、子二孫二其永寶用、

祭祀に使用し、長壽を祈り、大切にせよという。金文習見の語が續

く。

「追孝」および「享孝」はそれぞれ金文に習見の語。三字が並ぶ例は他に《善夫梁其簋》(集成4147、4151、西周晚期)にも見える。「追孝」は、亡くなった者に引きつづき孝養をつくすこと、「享孝」は供物を捧げ祭って孝養をつくすことである。

「費」は「興」と「頁」とから成るおそらく形聲字であろう。「壽」字と連なって金文に習見するこの語は、孫詒讓(『名原』卷下)が文獻の「眉壽」に比定し、「長壽」と解されている。『詩經』豳風・七月に、「為此春酒、以介眉壽【此の春酒を為(つく)り、以て眉壽を介(たす)く】」とあり老人を意味する名詞である。毛傳は「眉壽、豪眉也」と注し、孔穎達の疏は「人年老者、必有豪眉秀出者【人年老ゆる者、必ず豪眉の秀い出づる者有り】」といい、「眉毛の長い老人」とする。銘文の「長壽」とは意味が少し異なる。

⑯夏滌は、「眉」は「彌」の假借と見るべきとして、「眉壽」は「彌壽」、つまり「滿壽・全壽・終壽」の意味であり、また卜辭の「湄日」「眉日」は「終日」の意味であると見た。「彌」を「滿・全・終」に置き換えたところで、「彌」の語義は見えてこない。「彌」とは、限度ぎりぎりの状態をいう語である。「彌」字は弓を引きしほって矢を放つ寸前を表す。「彌」は限界を越えて溢れんばかりに漲ることをいう。つまり「眉壽」とは、可能な限りの長生、限界間近までの長壽をいい、天壽を全うすることなのである。年老いて眉が秀でることとは無関係である。

そうすると「興」の形は、鍋蓋を取り上げる様を象り、沸騰し煮こぼれそうになった様を描寫するのであろうか。「瀾」の意に通じる。それに意符の「頁」を加えて「眉」を意味する形聲字を造ったのかもれない。金文の他の字形に附される二點あるいは四點は、こぼれる水滴と見ることもできる。



『金文篇』卷四「眉」より

「人」は「年」。「年」字は「禾」と「人」とから成る形聲字。聲符のみで書き表した假借である。

訓読

佳れ四月既死霸、虢仲柞伯に命じて曰く、「乃の聖祖周公に在りては、繇周邦に功有り。昏及無く、南國を廣伐するを用て、今汝其れ蔡侯を率いて左して昏邑に至れ」と。既に城を圍めば、蔡侯に命じて成せるを虢仲・遣氏に告げしめて曰く、「既に昏を圍めり」と。虢仲至る。辛酉、戎を搏つ。柞伯 執訊すること二夫、獲馘すること十人。其れ敢へて皇祖に昧からざらん、用て朕が烈祖幽叔の寶尊鼎を作る。其れ用て追享孝し、用て眉壽萬年を祈る。子子孫孫、其れ永く寶用せよ。

現代語譯

これは四月既死霸のこと、虢仲が柞伯に命じていう、「お前の聖祖周公においては、かつて周邦に功績をたてた。昏が節度なく、南國を荒らしまわっているので、今お前は蔡侯を率いて左方より昏邑に至れ」と。既に城を圍むと、蔡侯に命じて（到着し包圍が）完了したことを虢仲と遣氏へ報告させ、「既に昏を圍みました」と傳えた。虢仲が到着した。辛酉、攻撃した。柞伯は捕虜二名を執え、十人の首を取った。決して皇祖を忘れぬように、我らが烈祖幽叔の爲に寶の鼎を作ろう。そうして祖靈に供物を捧げよく仕え、また長壽が萬年となるよう祈る。子子孫孫、いつまでも大切に用いよ。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)